

身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について

令和8年4月1日改訂 松阪市

1. 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免とは

身体に障がいのある方が自分で運転される軽自動車等、または身体・知的等障がいのある方のために使用される家族・介護者運転の軽自動車について、身体障がい者等1人につき1台に限り、軽自動車税が全額減免されます。なお、普通自動車税の減免を受けている方、またはタクシー券の交付を受けている方は軽自動車税の減免は受けられません。

2. 減免を受けることができる方について

減免を受けることができる方は、松阪市に住民票を有し、「身体障害者手帳」、「療育手帳（三重県発行のものに限る）」、「精神障害者保健福祉手帳」、「戦傷病者手帳」（以下「身体障害者手帳等」という。）のいずれかを交付されている方で、別表「対象となる手帳と等級」に記載の等級に該当する方です。

(1) 「本人運転」と「家族・介護者運転」について

別表の「本人運転」、「家族・介護者運転」の区分は次のとおりです。

- ① 本人運転 身体障がい者等本人が軽自動車等を運転する場合
- ② 家族運転 身体障がい者等と同居している人が、身体障がい者等の送迎のために軽自動車を運転する場合
- ③ 介護者運転 身体障がい者等のみで構成されている世帯の身体障がい者等を常に介護する人が、身体障がい者等の送迎のために軽自動車を運転する場合

* 介護者運転の「身体障がい者等のみで構成されている世帯」とは、世帯全員が別表記載の「家族・介護者運転」の等級に該当していることが必要です。

* 「本人運転」と「家族・介護者運転」では、対象となる等級が異なりますのでご注意ください。

* 減免を受けようとする車両の軽自動車税について未納がないことが要件となります。

(2) 軽自動車の使用目的について

本人運転の場合は、使用目的に制限はありませんが、家族・介護者運転の場合は身体障がい者等の送迎のために専ら使用することが必要です。具体的には以下のとおりです。

① 家族運転

身体障がい者等の通院、通学、通所、生業（通勤、自営等）、その他社会参加活動のために月4回以上、概ね6か月以上にわたって継続的に軽自動車を使用すること

② 介護者運転

身体障がい者等の通院、通学、通所、生業（通勤、自営等）のために週3回以上、1年以上にわたって継続的に軽自動車を使用すること

*通所は機能回復訓練、就労訓練等の通院、通学、通勤等に類するものに限りま

す。入浴・食事の提供等日常生活上の世話だけでは該当しません。

*社会参加活動とは身体障がい者等の方が社会生活を営むためのすべての使用をい

ます。（例：買い物、レジャー、ボランティア活動、各種行事への参加など）

3. 軽自動車等の名義について

減免は身体障がい者等の方に対するものであり、「身体障がい者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等」を減免の対象としていますので、軽自動車等の所有者及び使用者は身体障がい者等の方本人にしなければなりません。ただし、軽自動車等をローン等で購入し所有権が留保される場合は、所有者は自動車販売業者等で使用者を本人にして下さい。

なお、身体障がい者等の方が18歳未満の場合や療育手帳を交付されている方の場合は手帳に記載された保護者の名義、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方の場合は同居家族の名義でも構いません。

また、身体障がい者等の方が18歳未満の時から保護者等の名義で減免を受けていた軽自動車で、18歳になった時以降に当該軽自動車の使用状況に変更がない場合は、保護者等名義のまま減免を継続します。

4. 減免申請手続きについて

(1)減免に必要な書類

- ①減免申請書
- ②車検証
- ③身体障害者手帳等(原本が必要です。なお、有効期限を過ぎた手帳は対象になりません。療育手帳の場合は「次の判定月」、身体障害者手帳の場合は「再認定年月(記載されている場合のみ)」を有効期限とします。)
- ③ 納税義務者の個人番号カードまたは通知カード(両面のコピーでも可)
- ④ 運転者の運転免許証またはマイナ免許証
- ⑥使用目的の申出書(家族運転の場合のみ)
- ⑦使用目的の証明書(介護者運転の場合のみ)
- ⑧自動車運行計画書(介護者運転の場合のみ)
- ⑨世帯全員の身体障害者手帳等の写し(介護者運転で、他に世帯員がいる場合のみ)

*転居や結婚等により住所や氏名が変更された場合は、申請前に身体障害者手帳等、運転免許証、車検証の変更手続きをしてください。

*使用目的の証明書は、発行日から3か月以内のものに限ります。

*申請書・使用目的の申出書・使用目的の証明書の様式は市民税課税政係または各地域振興局地域住民課にあります。また、ホームページからダウンロードもできます。

*これまで減免を受けていた車両から新しい車両に替えられた場合は、新しい車両で改めて減免申請をしてください。

(2)減免適用時期・申請期限

軽自動車税は、毎年4月1日が賦課期日ですので、その年度の減免申請をされる場合は、納期限(5月31日、土・日の場合は次の平日)までに申請してください。ただし、4月2日以降に「身体障害者手帳等」を取得された方は、当該年度の減免は対象となりません。